

第12 建設工事等競争入札参加資格審査申請書付票【書類ア⑫】

建設工事等競争入札参加資格審査申請書付票は、A3判で印刷してください。

付票に使用できる文字は、JIS第一水準・第二水準に規定されている文字に限りますので、それ以外の文字については、類似漢字若しくはひらがなに置き換えてください。

〈例〉高→「高」「たか」、崎→「崎」「さき」

付票の記入内容について、項番の順に説明します。

【申請年月日】

申請書の提出年月日を記入してください。

02項番、03項番及び05項番については、自動で入力されます。

※ 手書きで作成した場合は受付窓口で記入しますので、申請者は記入しないでください。

【01 申請区分】

「申請区分」の欄については、次に該当する番号を記入してください。

新規の申請・・・「1」

更新の申請・・・「2」

※ 初めて北海道に申請をされる方は「新規」、それ以外の令和3・4年度以前に1度でも資格を有していた方は「更新」となります。

【04 建設業許可番号又は整理番号】

- (1) 建設工事を希望される方については、建設業法による建設業許可通知書に記載されている許可番号を右ヅメで記入してください。左に余白ができた場合は全てに「0」を記入してください。
- (2) 設計等の資格を希望される方で、前回（令和3・4年度）の資格を有している方については、前回の資格決定通知書に記載されている整理番号を記入してください。
整理番号が確認できない場合や新規の申請の場合は、空欄としてください。

【06 商号又は名称】

- (1) 商号又は名称を記入してください。
- (2) 法人の株式会社などは、カッコ付き略号を用いて、1文字として記入してください。
- (3) 濁音、半濁音のついているカタカナ・ひらがな又はアルファベットも1文字として記入してください。
- (4) 協同組合、企業組合、協業組合などについては、次の例のように略号を用いフルネームで記入してください。

〈略号の例〉

株式会社～（株）、有限会社～（有）、合資会社～（資）、合同会社～（同）、
合名会社～（名）、協同組合～（協）、企業組合～（企）、協業組合～（業）、
一般財団法人～（一財）、一般社団法人～（一社）、公益財団法人～（公財）、
公益社団法人～（公社）

- (5) 屋号を使用している場合は、ひらがなに読み換えて記入してください。

〈例〉まる一、かね徳、やま上

- (6) フリガナについては、カタカナで商号又は名称についてのみ記入してください。

※ 「カブシキガイシャ」や中点「・」は記入不要です。

- (7) カラムが足りない場合は、カラム数まで記入しカラムの足りない分を欄外に記入してください。

◆主な整合性確認資料：「登記事項証明書」、「許可・登録に関する証明書」

【07 代表者】

- (1) 法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合にはその者の氏名を左ヅメで記入し、それぞれ姓と名の間は1カラム空けてください。
 - (2) 濁音、半濁音のついている文字は、1文字として1カラムに記入してください。
 - (3) フリガナも忘れずにカタカナで記入してください。
 - (4) 役職名についてもカラム数まで記入してください。
- なお、個人の場合は「代表」と記入してください。

◆主な整合性確認資料：「登記事項証明書」

【08 住所及び電話番号等】

- (1) 主たる営業所の所在地
 ここでいう、「主たる営業所」とは、建設工事を希望される方は、建設業許可申請書営業所一覧表（様式第一号別紙二（1）又は（2））の「主たる営業所」欄に記載されているもの、設計等を希望される方は登記簿の本店欄に記載されているものをいいます。
 ア 市町村名（道外業者は都府県名）から記入してください。
 なお、道内業者の場合は郡名を省略してください。
 また、ビルに入居の場合は、入居しているビルの名称も記入してください。
 条・丁目・番地等に使用する数字は、算用数字を用いてください。
 イ カラム数は34ですので、収まらない場合は郵便物が到達する程度に略してください。
 ウ 電話番号については、市外局番、局番及び番号を「-」でつなぎ左ヅメで記入してください。

〈例〉011-231-4111 ※（IP電話）050+12345678

- (2) 営業所等の名称・所在地
道内に所在する支店・営業所等について、名称、所在地、郵便番号、電話番号をそれぞれ記入してください。
 「支店等の建設業法第3条許可の有無」欄には、その支店等が建設業法第3条の許可を有している場合は「1」を記入してください。
 ※ 建設業法第3条の許可を有している従たる営業所が登記上の本店である場合は、「2」を記入してください。
- (3) 営業所別技術職員数（道内有資格者）
 道内に所在する本店・支店・営業所等別に配置する技術職員（有資格者）の人数を記入し、その計の欄の人数は11項番の道内技術職員（有資格者）欄の人数と一致することになります。
本店が道外の場合、主たる営業所の技術職員数は「0」を記入してください。
 ※ 技術職員数には役員を含みます。
- (4) 舗装プラントの所在地（道内のみ）
 ア 道内における舗装プラントの所在地を3カ所まで記入してください。
 イ 他社と共有するプラントを有する場合は、その旨を明記してください。
 ウ 郡名を省略して、市町村名から地番まで記入してください。
- (5) 鋼橋上部の製作工場の所在地（道内・道外）
 ア 鋼橋上部の製作工場を有する場合は、所在地が道内・道外にかかわらず、2カ所まで記入してください。
 イ 郡名を省略して市町村名（所在地が道外の場合は都府県名）から地番まで記入してください。

◆主な整合性確認資料：「登記事項証明書」、「許可・登録に関する証明書」

【09 建設業許可・経審】

- (1) 「許可」欄は、審査基準日に許可を受けている業種全部について、当該業種欄に一般建設業許可は「1」を特定建設業許可は「2」を記入してください。
- (2) 「経審」欄は、経営事項審査を受けた許可業種についてのみ、当該業種欄に「1」を記入してください。

なお、経営事項審査を受けている業種で、許可を受けてから2年未満のものは、「2」を記入してください。

◆整合性確認資料：「建設業許可通知書」、「経営事項審査」

《許可の種類と略号一覧表》

略号	建設工事の種類	略号	建設工事の種類	略号	建設工事の種類
土	土木一式工事	鋼	鋼構造物工事	絶	熱絶縁工事
建	建築一式工事	筋	鉄筋工事	通	電気通信工事
大	大工工事	舗	舗装工事	園	造園工事
左	左官工事	しゅ	しゅんせつ工事	井	さく井工事
と	とび・土工・コンクリート工事	板	板金工事	具	建具工事
石	石工事	ガ	ガラス工事	水	水道施設工事
屋	屋根工事	塗	塗装工事	消	消防施設工事
電	電気工事	防	防水工事	清	清掃施設工事
管	管工事	内	内装仕上工事	解	解体工事
タ	タイル・れんが・ブロック工事	機	機械器具設置工事		

【10 会社の規模等】

- (1) 会社の規模（資本金、全職員数、主な業種）を記入してください。
- (2) 「資本金」欄は、右ツメ千円単位で審査基準日の前日の払込済（登記済）資本金を記入してください（個人の場合は「0」を記載）。

〈株式会社〉 〈有限会社〉～登記上の資本金額（払込資本金）

〈合名会社〉 〈合資会社〉～貸借対照表の資本金額

〈財団法人〉 〈社団法人〉～貸借対照表の基本金額

〈社会福祉法人〉 ～貸借対照表の基金（基本財産）

〈特定非営利活動法人〉 ～貸借対照表の正味財産の金額

- (3) 「全職員数」欄は、建設工事部門にかかわらず、審査基準日現在において常時雇用されている人数を記入してください（代表権を有する者を除いた職員数）。
- (4) 「主な業種」欄については、次に該当する番号を記入してください。
- 1…製造業・建設業・運輸業その他の業種（2～8に掲げる業種を除く。）
 - 2…卸売業
 - 3…サービス業（土木設計・測量・地質調査等）
 - 4…ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）
 - 5…ソフトウェア業又は情報処理サービス業
 - 6…旅館業
 - 7…協同組合等（官公需適格組合）
 - 8…協同組合等（官公需適格組合以外）
 - 9…非営利法人等（財団法人・社団法人・NPO等）

【11 建設工事等に係る職員数】

- (1) 道内の欄には、審査基準日現在において常時雇用されている、道内の本店、支店、営業所等に勤務する技術職員を、技術職員（有資格者）と資格を有していない技術職員（その他）に区分し、その人数を記入してください。

※ 技術職員（有資格者）の欄の数字と08項番の「営業所別技術職員数（道内有資格者）」の合計欄の数字は一致することになります。

- (2) 道外の欄には、審査基準日現在における道外の本店、支店、営業所等に勤務する技術職員の人数（資格の有無は問いません。）を記入してください。

また、内技術士の欄は、道外の技術職員のうち技術士の資格を有する方の人数を記入してください。

- (3) 全国技術職員数の欄は、道内技術職員の合計欄①と道外技術職員欄②の和を記入してください。
 (4) 技術職員数には役員を含みます。
 (5) 該当のない欄は「0」を記入してください。

【12 退職金共済の加入状況】

加入している退職金共済について、その共済横のカラムに「1」を記入してください。

【13 許可・登録】

許可・登録の番号及び年月日、有効年月日は、現在有している許可・登録通知等により記入してください。

記載にあたって、文字入力部分（全角）については左ヅメ、数字入力部分（半角）については右ヅメで記入し、左に余白ができた場合は全てに「0」を記入してください。

- (1) 建設業許可について、同一人が特定及び一般の両方を有している場合は、特定として記入し、許可年月日を複数有する場合は、先に取得した許可の日付を記入してください。

〈記入例〉《知事許可の石狩振興局管内特定第879号許可の場合》

(大臣…大、知事…知、特定…特、一般…般)

許可・登録番号											
1	知	特	2		石	0	0	0	8	7	9

- (2) 建築士事務所登録

ア 次に掲げる区分により該当する数字を記入してください。

1 級建築士事務所…「1」、2 級建築士事務所…「2」、建築設備設計…「3」

- イ 事務所登録を受けた機関が2以上ある場合は、本店所在地を所管する都道府県の登録番号を記入してください。

〈記入例〉

(石狩振興局…石、東京都…東京)

許 可 ・ 登 録 番 号											
6	1	石				0	1	8	7	6	2

許可・登録番号											
6	1	東	京		ア	0	1	8	7	6	2

【14 経営事項審査の審査基準日】

申請書に添付した経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）の審査基準日を記入してください。

※ 設計等の資格のみを希望される方は記入不要です。

【15 指名競争入札の場合において契約履行が可能な地域を所管する主な発注機関】

資格の種類ごとに、契約履行可能な地域を所管する主な発注機関欄に「1」を記入してください。

希望する発注機関が本項番にない場合は、希望する発注機関の所在地を管轄する主な発注機関欄（舗装工事などは総合振興局・振興局欄）に「1」を記入してください。

なお、建築局の発注工事について、「舗装、鋼橋上部、建築、電気、管、塗装、道路標識、造園、機械器具設置、その他設計等」の資格の種類を希望する方は、契約履行が可能な地域を所管する総合振興局・振興局欄に「1」を、「一般土木」の資格を希望する方は、契約履行が可能な地域を所管する建設管理部の欄に「1」を記入してください。

【16 希望する資格】

- (1) 「希望」欄には、希望する資格それぞれに「1」を記入してください。
競争入札参加資格審査申請書（P15）の希望する資格に○印を記入した資格と同様となります。
資格の種類ごとに定められた要件（P4、5参照）を充たしていることが必要です。
- (2) 「完成工事高の有無」欄には、建設工事の資格（「1 農業土木工事」から「14機械器具設置工事」まで、「4 造林」を除く。）については、申請書に添付した経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）の完成工事高欄において、希望する資格に対応する建設工事の許可業種のいずれかに完成工事高があることを確認し「1」を記入してください。
また、「審査基準日直前の決算期の完成事業高」欄には、設計等の資格（「4 造林」及び「15道路清掃」から「20建築設計」まで）を希望する場合には、「事業経歴書」に記入した合計金額を記入してください。
- (3) 「営業年数」欄には、審査基準日の前日まで通算した年数（1年に満たない端数は切り捨てる。）を右ツメで記入してください。
ア 「1 農業土木工事」から「14機械器具設置工事」（「4 造林」を除く。）については、対応する建設業の許可業種に関係なく、建設業の許可を受けてからの年数を記入してください。
この場合、審査基準日が経営事項審査の基準日と異なりますので経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）の営業年数と異なる場合があります。
イ 「4 造林」及び「15道路清掃」から「20建築設計」については、それぞれの資格ごとに営業年数を記入してください。
なお、資格要件として法令による登録を義務付けている資格（測量及び建築設計の建築士事務所）については、登録年数を記入してください。

【17 機器の保有等】

作業船、アスファルトフィニッシャー、プラウ・パンブレーカ（農業土木工事のうち農地造成工事等に使用されるものに限る。）及び種子吹付機械を保有している場合は、次項の「保有状況の区分」を参照の上、該当する番号を記入してください。

なお、アスファルトフィニッシャー、プラウ・パンブレーカ及び種子吹付機械の保有の扱いについては、自社保有だけでなく長期リース契約を締結しているなど、任意の期間使用することが可能な場合についても対象となります。

また、作業船を保有することが証明できる資料として「船舶国籍証書」、「海上保険証券」、「小型船舶登録事項通知書」等の写しを1隻分提出してください。

《各機械の保有状況により記入する番号》

機械名	保有状況の区分	番号
作業船	保有あり	1
アスファルトフィニッシャー	保有あり	1
プラウ・パンブレーカー	プラウのみ保有	1
	パンブレーカのみ保有	2
	プラウ+パンブレーカの両機械を保有	3
種子吹付機械	種子吹付機のみ保有	1
	客土吹付機のみ保有	2
	植生基材吹付機のみ保有	3
	種子吹付機+客土吹付機の両機械を保有	4
	種子吹付機+植生基材吹付機の両機械を保有	5
	客土吹付機+植生基材吹付機の両機械を保有	6
	全種類の吹付機械を保有	7

【18 資格等保有者数（道内関係分）】

- (1) 審査基準日現在における道内の本店、支店、営業所等に勤務する職員が有する資格ごとの人数を記入してください。
- (2) 同一人が2以上の資格を有している場合は、それぞれの資格別に人数を記入してください。
- ア 同一資格で1級及び2級の資格を有している者については、1級として取り扱ってください。
- イ 建築士については、1級の資格を有している者のうち、構造設計又は設備設計の資格を有する者の人数を、それぞれの資格別に内数で記入してください。
- なお、構造設計及び設備設計の両方の資格を有する者についても、それぞれ資格別に記入してください。

〈記入例〉

建築士	1級		3
	構造設計		3
	設備設計		1
	2級		
	木造		

1級建築士3名のうち、
「構造設計」の資格者2名
「構造設計及び設備設計」の資格者1名の場合

- (3) 資格者には道内に勤務する役員を含みます。
- (4) 造林専門技術者、造林技術者については、造林の資格を希望する場合についてのみ技術職員の経験年数を、次の表により区分して人数を記入してください。

学歴・経験年数の区分

区 分	大 学 卒	短大・高専卒	高 校 卒
造林専門技術者	3年以上	5年以上	8年以上
造 林 技 術 者		3年以上5年未満	5年以上8年未満

大 学 卒：学校教育法による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）卒業者

短大・高専卒：学校教育法による短期大学卒業者

高等専門学校（旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を含む。）卒業者

高 校 卒：学校教育法による高等学校（旧中学校令（昭和18年勅令第26号）による実業学校を含む。）卒業者

なお、造林技術者にあつては10年以上、造林専門技術者にあつては13年以上の造林に関する実務経験を有するものは資格があるものとします。

- (5) 工事担任者については、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第72条に規定される「AⅠ・DD総合種」の資格を有している者の人数を「AⅠ・DD総合種」の欄に、「AⅠ第1種、AⅠ第2種、AⅠ第3種」の資格を有している者の人数を「AⅠ種」の欄に、「DD第1種、DD第2種、DD第3種」の資格を有している者の人数を「DD種」の欄にそれぞれ記入してください。
- (6) 監理技術者資格者証保有者とは、監理技術者資格者証の交付を受けている者をいいます。
- なお、記入にあたっては、指定建設業のうち、土木工事、舗装工事、鋼構造物工事、建築工事、電気工事、管工事に関する資格者証を保有する人数となります。

〈例〉建築工事と管工事の資格者証を一人で保有している場合は、建築及び管の欄に各々「1」と記入し、実人数欄には「1」と記入します。

【19 建設コンサルタント登録部門】

建設コンサルタントの登録をしている場合は、登録通知書等により該当部門に「1」を記入してください。

【20 補償コンサルタント登録部門】

補償コンサルタントの登録をしている場合は、登録通知書等により該当部門に「1」を記入してください。

【21 計量証明事業者登録部門】

計量証明事業者登録をしている場合は、登録証により該当部門に「1」を記入してください。

【22 社会保険等の加入状況】

加入又は適用除外になっている社会保険等について、その各種保険に該当する加入状況のコラムに「1」を記入してください。

〈記入例〉

保険種別	加入	除外
健康保険	1	
厚生年金		1
雇用保険	1	

健康保険、雇用保険に加入し、厚生年金が適用除外の場合。

※ 建設工事を希望する方は、経営規模等評価結果通知書（総合評価値通知書）の写し（P16参照）により確認し、記入してください。

設計等を希望する方は、加入状況が確認できる書類の提出（P10参照）及び、社会保険等適用除外申出書の提出（P20参照）に基づき、記入してください。

【23 技術・社会的要素】

「⑬技術・社会的要素審査項目申告書」を提出する方のみ該当項目に「1」を記入してください。

【24 合併（事業譲渡）に関する届出書提出の有無】

「⑭合併（事業譲渡）に関する届出書」を提出する対象者のみ「1」を記入し、同届出書に記されている合併（事業譲渡）の事実発生日を記入してください。（P41参照）

【25 最上位等級の区分に関する申出書提出の有無】

一般土木工事の資格に関し、「⑮最上位等級の区分に関する申出書」を提出する対象者のみ「1」を記入し、申出書の提出日を記入してください。（P41参照）

【26 特定関係の該当有無】

特定関係（資本・人的関係）に該当する企業がある申請者は「1」を記入し、業態調書（詳細はP42）を併せて提出してください。該当がない場合は「2」を記入し、業態調書を提出する必要はありません。

【27 受付】

受付部署で記入する欄ですので、申請者は記入する必要はありません。